

# 職 員 及 び 規 定

## 1. 所 在 地

防 災 研 究 所	京都市左京区吉田本町 電吉田㊟8111 内線820. 821. 822
宇 治 研 究 室	宇治市五ヶ庄 電宇治(07741)8151. 8152
宇治川水理実験所	京都市伏見区横大路下三栖 電伏見㊟4391. 4392
桜島火山観測所	鹿児島県鹿児島郡赤生原揚 ヶ谷1563の2 電 西桜島58

## 助 教 授

高 棹 琢 馬

芦 田 和 男  
吉 川 圭 三  
福 尾 義 昭  
島 通 保  
豊 国 永 次  
村 本 嘉 雄  
若 園 吉 一  
国 司 秀 明  
山 元 竜 三 郎  
岩 佐 義 朗  
岡 野 健 之 助  
松 島 昭 吾  
若 林 実 彦  
和 田 卓 彦  
中 川 一 郎  
安 藤 直 次 郎  
榎 木 享 隆  
畠 山 直 淳 之  
大 同 昭 平  
足 立 村 純 夫  
川 腰 潤 一 郎  
宮 谷 口 敏 雄  
水 畑 耕 治  
柿 沼 忠 男  
田 中 寅 夫  
光 田 寧 也  
西 勝 也  
米 村 正 己  
井 上 雅 夫  
奥 西 一 夫  
西 一 夫  
田 中 祐 一 郎  
江 藤 康 夫  
松 尾 正 稔  
長 尾 正 志  
桂 順 治  
井 上 豊  
中 村 重 久  
八 木 則 男

## 2. 職 員 (昭和39年2月1日現在) (同職中の氏名は就職順)

所 長	工博	石 原 藤 次 郎	〃 〃	工博
教 授	工博	村 山 朔 郎	〃 講師	理博
〃	工博	矢 野 勝 正	〃 〃	京大理博
〃	工博	石 崎 潑 雄	(非常勤) 〃	
〃	工博	岩 垣 雄 一	〃 〃	京大工博
〃	工博	石 原 安 雄	〃 〃	
〃	理博	一 戸 時 雄	〃 〃	
〃	理博	吉 川 宗 治	〃 〃	工博
〃	工博	小 堀 鐸 二	〃 〃	
〃	理博	山 口 真 一	〃 〃	理博
〃	理博	奥 田 節 夫	〃 〃	工博
〃	農博	角 屋 睦	〃 〃	
(併任)	〃 理博	松 下 進	助 手	
〃 〃	工博	石 原 藤 次 郎	〃	
〃 〃	理博	友 近 晋	〃	
〃 〃	工博	棚 橋 諒	〃	
〃 〃	工博	横 尾 義 貫	〃	
〃 〃	理博	速 水 頌 一 郎	〃	
〃 〃	理博	西 村 英 一	〃	
〃 〃	工博	山 田 彦 児	〃	
〃 〃	理博	三 木 晴 男	〃	
助 教 授	理博	高 田 理 夫	〃	
〃	工博	金 多 潔	〃	
〃	京大工博	柴 田 徹	〃	
〃	京大理博	三 雲 健	〃	
〃	理博	樋 口 明 生	〃	
〃		土 屋 義 人 郎	〃	
〃		南 井 良 一 郎	〃	

助手	古	沢	保
〃	後	藤	俊
〃	宮	井	宏
〃	高	田	次
〃	尾	池	夫
〃	大	橋	三
〃	北	村	吉
〃	余	越	正
(併任) 〃	田	中	一
〃	加	茂	豊
〃	菊	池	幸
〃	橋	爪	介
〃	狐	崎	智
〃	高	田	郎
事務官	喜	三	狼
〃	木	治	次
〃	丸	田	雄
〃	柏	山	子
〃	文	字	二
〃	藤	田	男
〃	狐	崎	い
〃	津	鳥	子
〃	涉	谷	明
〃	山	田	正
〃	桐	村	ミ
技 官	谷	キ	子
〃	石	富	夫
〃	西	井	泰
〃	津	嶋	義
〃	小	林	正
〃	今	井	吉
〃	角	田	年
〃	久	下	繁
〃	中	村	吉
事務員	八	田	元
〃	村	尾	俊
〃	高	田	一
技術員	人	見	夫
〃	真	鳥	之
技能員	小	泉	信
〃	小	林	三
〃	山	田	誠
〃	石	田	勝
〃	長	谷	光
〃	松	尾	枝
〃			久
〃			丹
〃			子
〃			光

技能員	北	川	吉	男
〃	松	村	律	子
〃	永	田	敏	治
〃	辻	本	行	雄
〃	園	田	忠	惟
〃	羽	野	淳	介
〃	西	田	和	弘
〃	稻	葉	正	喜
〃	山	根	征	子
〃	奥	西	文	子
用務員	勝	木	こ	ま
〃	武	ア	ツ	子
〃	中	村		治

### 3. 協 議 員

教 授	石	原	藤	次	郎
〃	村	山	朝	郎	正
〃	矢	野	勝	正	雄
〃	石	崎	渡	一	雄
〃	岩	垣	雄	一	雄
〃	石	原	安	一	雄
〃	一	戸	時	一	雄
〃	吉	川	宗	治	二
〃	小	堀	鐸	二	一
〃	山	口	真	一	進
〃	松	下		一	進
〃	友	近		一	晋
〃	棚	橋		一	諒
〃	横	尾	義	一	貫
〃	速	水	頌	一	郎
〃	西	村	英	一	児
〃	山	田	彦	一	男
〃	三	木	晴	一	男
〃	林		重	一	憲

### 4. 規 定

京都大学防災研究所協議員会規程

(昭和26年11月8日制定)  
(昭和29年5月22日改正)

- 第一条 防災研究所の重要事項を審議するため、防災研究所協議員を置く。
- 第二条 協議員会は、専任教授及び兼任教授で組織する。
- 2 所長が特に必要と認めるときは、協議員会の議を経て学部教授に協議員を委嘱することができる。